

宜野湾市特産品等販路拡大支援事業補助金 構造要項

1. 事業の目的

市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に該当するものをいう。以下同じ。）が県内外において展示会、見本市、物産展等（特産品等の販路拡大又は販路開拓を目的に実施される催事をいい、以下「展示会等」という。）に特産品等（市内で主たる生産又は加工を行った製品等をいう。以下同じ。）を出品する際の出展費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、特産品等の宣伝及び販路拡大を図り、もって本市の商工業振興に寄与することを目的としています。

2. 補助事業内容

（1）補助対象事業

販路拡大又は販路開拓のため展示会等へ特産品等を出品する事業とします。

なお、以下のいずれかに該当するものは、補助の対象となりません。

ア この補助金の交付決定以前に着手しているもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの

ウ 法令に違反又は公序良俗に反するおそれのあるもの

エ 補助対象事業に係る出展料を対象として、国、県等の補助金等の交付を受け、又は受ける予定のもの

オ 次に掲げる展示会等に出展するもの

i 出展者を広く一般に公募していないもの

ii 宜野湾市の補助を受け、又は宜野湾市が主催若しくは委託により開催されるもの

iii その他市長が不適当と認めるもの

（2）補助対象経費等

| 補助内容 | 補助対象経費 | 補助額 | 補助限度額 |
|----------------------------|---|--------------------------------|--------|
| 1 展示会等への参加に 関して支払を要する費用 | (1) 出展費用 (2) ブース設営費、運営費 ①パネル等製作費 ②装飾・設営費 ③電気、水道工事費 ④什器・機器等リース費 ⑤会場における光熱水費・共益費 ⑥その他、出展の設営・運営に必要と認められる経費 (3) 商品搬送等経費 | 補助対象経費 に 3 分の 2 を 乗じて得た額 | 5 万円以内 |

| | | | |
|--|--|--|--------|
| | (4) 旅費（航空運賃（普通席）及び宿泊料等） (5) その他、展示会等の主催者へ支払を要する費用 | | |
| 2 宜野湾市特産品推奨認定審査委員会において、市長賞を受賞した事業者が、当該認定品の販路拡大又は販路開拓するための費用 | (1) 1の項（1）から（5）までの経費 (2) 認定品事業者へのアドバイザー料、広告費やデザイン料等 | | 20万円以内 |
| 3 その他、市長が特に特産品等の販路拡大に資すると認めた場合 | (1) 1の項（1）から（5）までの経費 | | 5万円以内 |
| <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書がない等使途不明な経費は、補助対象経費としない。 ・補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含む。 ・航空機を利用する場合、航空運賃の割増料金については、当該航空運賃の対象としない（普通席との差額が算出できない場合にあっては、補助対象経費としない。）。 | | | |

（3）交付回数

補助金の交付は、同一年度内において 1 回のみとし、同一の補助対象者に対し、通算して 3 回を限度とする。

3. 補助対象者

- (1) 中小企業者である者
- (2) 市内に主たる事業所又は事務所を有する者
- (3) 市区町村税に滞納がない者
- (4) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員のいずれにも該当しない者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではない者

4. 事業の流れ

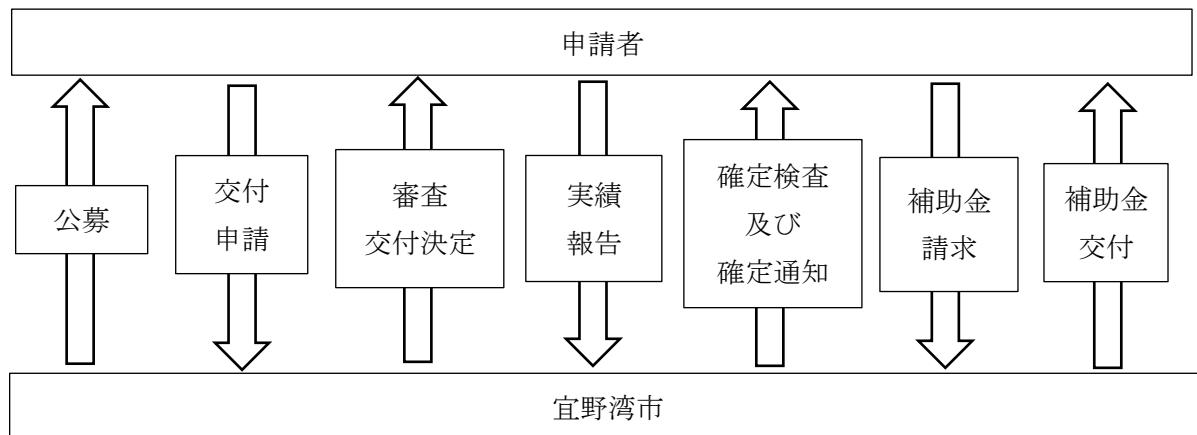
- (1) 募集期間及び受付期間 【予定】：令和 6 年 4 月 15 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）

※受付は 12:00～13:00、土曜・日曜、祝日、慰靈の日、年末年始（12/29～1/3）は対応しておりませんので、ご了承ください。

※期間中でも助成額が予算額に達し次第、募集を終了します。

※令和7年3月31日（月）までに展示会等への支払及び事業実施までが完了している必要があります。

（イメージ図）



5. 申請に関する注意事項

- (1) 申込時点で既に終了している展示会等は対象外です。
- (2) 交付申請額と異なる（減額）場合があります。
- (3) 交付決定後の事業計画の変更等については、事前に市へ相談してください。
- (4) 交付申請は事業実施前に余裕をもって提出してください。（目安：事業実施1ヵ月前）
- (5) 書類に不備がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、申請書類を必ず確認してから提出してください。

6. 提出書類

- (1) 交付申請書（指定様式）
- (2) 事業実施計画書（指定様式）
- (3) 出展する展示会等の出展要項
- (4) 出展申込書の写し
- (5) 会社案内等事業概要の確認ができる書類
- (6) 市区町村税を滞納していないことを証明する書類

7. 申込先・問合せ先

宜野湾市 市民経済部 産業政策課

〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1

Tel. 893-4464 (内 2823) Fax. 893-4410